



愛好会の皆さんにご協力いただいています パークゴルフで健康づくり

7月2日(金)に、涌谷町パークゴルフ愛好会の皆さん(約30人)が、涌谷公民館に隣接するパークゴルフ練習場を整備しました。

「できることは自分たちで」と年間を通して整備にあたっています。この自主的な取り組みによって、利用者の皆さんが気持ちよく利用できています。現在は、利用者の健康づくりを支える場としてにぎわっています。今後とも引き続き涌谷町のまちづくりにご協力をお願いします。



コロナ禍に輝く金色の光 黄金自治会が天平ほたる鑑賞会を開催

6月26日(土)に、天平ろまん館において、黄金自治会の皆さんによって天平ほたる鑑賞会が開催されました。

今年は、コロナ禍の影響で黄金区に住む子ども会を対象として限定開催しました。

会では、ほたるの一生について解説され、ほたるの幼虫とエサとなるカワニナの現物を観察体験が行われました。そして、黄金山神社前の参道にほたるの成虫を放虫し、闇夜に舞う金色の輝きを楽しみました。



大人の趣味講座 苔玉づくりを開催しました

6月26日(土)に、小牛田農林高等学校学校林内で小牛田農林高等学校学校林保全会ボランティアの皆さんを講師に迎え、大人の趣味講座「苔玉づくり」を開講しました。

苔玉には、講師のご厚意で貴重なシダ植物やアロエなどを苔玉の中に植え付け、各自が自由に思い思いの苔玉に仕上げていきました。「楽しかった」「次回は何するの?」など多数の喜びの声があり、大盛況のうちに終えました。今後も内容を変え開講していく予定です。

遠藤 稔 町長コラム

オンライン婚活

結婚に至るまでの出会いは人それぞれ。一目惚れ、お見合い、幼馴染、偶然の出会い、何となく、とさまざまある。多くのご夫婦はこの出会いを運命、と信じて絆を深めておられるものと思う。今はスマートフォンやパソコンによるオンライン婚活、というものも出会いの一つになっているらしい。男女の出会いは人それぞれ、いずれにしてもこれを運命と信じて幸せになればそれで良い。8月はお盆月。過日、旧交を温め合っていた友を失い、独りとなられた奥様のお悲しみに触れ、その想いを強くしている。

《遠藤 稔 町長の公務(6月16日～7月15日)》

- 6月22日(火) 御水神例大祭(町内)
- 6月28日(月) 有限会社岩崎牧場竣工式(町内)
重要水防パトロール(町内)
- 6月30日(水) 第2回宮城県町村長会議(仙台市)
- 7月 6日(火) 水土里ネットみやぎ北部支部
第12回通常総会(大崎市)
- 7月13日(火) 行革推進本部会議(役場)
- 7月15日(木) 令和3年度北上川改修促進同盟会
要望活動(仙台市)

PickUp! くらしの情報 Information



善意をありがとう
(6月受付分)

▼ふるさと納税

全国の86人の皆さま

164万7千円

▼財政再建の一助として

大場尚美さま(仙台市)

5千円

▼教育行政の一助として

田代光洋さま(仙台市)

図書6冊

▼国保病院運営の一助として

古橋三治さま(9の3区)

バランストンポ一輪挿し

一式

▼教育行政の一助として

有限会社大地環境企画

代表取締役 安部彰浩さま

パンジー192ポット

▼問い合わせ先

総務課 ☎43-2111



国民年金のお知らせ

年金相談や手続きは事前に
予約をお願いします

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約を行っています。お待たせ時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)を用意してください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-0514890」またはお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申し込みください。

▼問い合わせ先

古川年金事務所国民年金課

☎23-11200

町民生活課町民生活班

☎43-2113



集積所からの資源物
持ち去り行為に罰則
規定が追加されました

「涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、ご

み集積所に出された資源物などの持ち去り行為を禁止しています。

条例の一部改正により、罰則規定が追加され、持ち去り行為を確認した場合は禁止命令書を交付し、さらに禁止命令書の交付後に2度目の持ち去り行為を確認した場合には、20万円以下の罰金が科されることとなります。

持ち去り行為を防止し、廃棄物の適正な処理と環境衛生の向上のため、ご理解とご協力をお願いします。

持ち去り行為を目撃した際は、直接注意したり、車両などを制止したり、追いかけたりすることは危険ですので行わないでください。

▼問い合わせ先

町民生活課町民生活班

☎43-2113



マイナンバーカードの
受け取りはお済みで
すか?

マイナンバーカードを受け取る人にハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)を送付しています。ハガキに書かれた受け取りに必要なものを持参し、

来庁してください。

また、令和3年4月末までの申請者はマイナポイントの対象です。マイナンバーカード受け取り後、スマートフォンなどでマイナポイントの申し込みができます。マイナポイントを申し込み後、ポイントを受け取る期間は令和3年9月末までです。希望者は、早めにマイナンバーカードを受け取りください。

▼マイナンバーカード交付日時

平日の8時30分〜17時15分

毎週水曜日は19時まで

ただし、祝日を除く

▼マイナンバーカード交付場所

町民生活課総合窓口班

▼問い合わせ先

町民生活課総合窓口班

☎43-2113



中小企業退職金
国の制度がサポート
します

中小企業退職金共済(中退共済)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの掛金助成があり、掛金は全額非課税で手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入

できます。詳細は、中退共ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

中退共本部

☎03-6907-1234



夏の交通事故防止運動
暑い夏イライラせずに
冷静運転

例年、夏になると帰省や行楽などの長時間・長距離運転での過労による正面衝突事故が増加します。

また、子どもたちも夏休み期間中で気が緩み、飛び出しが多くなります。運転をする際は、適度な緊張感を持ったゆとりのある運転を心がけ、疲労を感じる前に、早めの休憩をとりましょう。

▼運動期間

7月21日(水)〜8月20日(金)

▼問い合わせ先

総務課防災交通班

☎43-2116



改訂版
涌谷藩土屋敷地図
発行のご案内

平成29年4月に「江戸時代末期涌谷藩土屋敷地図」を発行しました。令和元年の台風19号で被災した家屋から出さ

れた災害ごみに文化財レスキューが行われ、その中から参考となる新資料が見つかりました。

これを機会に、新たな屋敷をはじめ、堤防の改修などによって情報が少なかった江合川沿いの長柄町や浦町、桜町、裏桜町、下町、お城周辺にあった門、火薬庫、鷹小屋などを追加記載した改訂版を作成しました。

▼販売価格 千円(A4判)

▼販売場所 涌谷町立史料館

くがね創庫

▼問い合わせ先

涌谷こもんの会 坂本

☎090-4478-4587



**人権擁護委員は
あなたの町の身近な
相談パートナー**

人権擁護委員は、地域住民の中から人権問題に理解や熱意のある人たちが市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された人たちです。

人権擁護委員は、人権に関する相談を受けたり、幼稚園や小中学校で人権教室を開いて、命の大切さや思いやりの心への理解を深めてもらうための活動をしています。

皆さんが毎日の生活を営んでいく上で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことになるのかわからないため困ることがあると思います。このような場合は、一人で悩まず、左記に相談してください。

▼相談先

▼みんなの人権110番

平日8時30分～17時15分

☎0570-0003-1110

▼女性の人権ホットライン

平日8時30分～17時15分

☎0570-0070-810

▼子どもの人権110番

平日8時30分～17時15分

☎0120-1007-1110



**全国一斉
子どもの人権110番
強化週間**

仙台法務局および宮城県人権擁護委員連合会では、8月27日(金)から9月2日(木)までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間と定め、時間を延長して相談電話を開設します。

学校でのいじめ・体罰や家庭内の児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題に、人権擁護委員が電話相談

に応じます。相談は無料で予約は不要です。

▼開設日時 8月27日(金)

～9月2日(木)


8時30分～17時、土曜日・日曜日は、10時～17時

▼相談電話番号

☎0120-1007-1110

▼事前問い合わせ先

☎022-225-5743



**弁護士による
無料法律相談の予約
を受け付けます**

相談や財産、家族関係で悩んでいませんか？弁護士が心配事や悩み事に応じます。相談は無料で、先着順の予約制です。

▼日時 8月26日(木)

13時～15時

▼場所 高齢者福祉複合施設

ゆづらいふ

▼相談内容 相続・財産・契約などの法律相談

▼定員 4人

▼相談時間 1人30分まで

▼申込期限 8月6日(金)

▼申し込み・問い合わせ先

涌谷町社会福祉協議会

☎43-6661



**みやぎシゴトサポーター
大崎が開所しました**

《求職者の就職活動をサポート》

キャリアコンサルタントが適正職業診断や応募書類作成、面接練習をサポートし、パソコン基礎講座やパソコン自学学習など就職に役立つ各種セミナーを行います。

《企業の採用活動をサポート》

企業採用コンシェルジュが企業情報を収集し、求職者に伝えるとともに、求職者のニーズを企業に伝えます。各サポーターは無料です。

▼問い合わせ先

みやぎシゴトサポーター大崎

☎0120-651-657

(平日・第1・3土曜、9時30分～17時30分)



有名企業の模倣サイトに注意！

有名企業の模倣サイトでの通信販売にかかわる相談が寄せられています。模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では本物によく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合

などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。

《事例1》有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URL(アドレス)が公式サイトと異なり、偽サイトと気付いた。

《事例2》有名家電メーカーの公式サイトだと思い、格安の掃除機を注文した。受注メールが届いたが、なかなか商品が届かず不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、偽サイトを利用したことが分かった。

《アドバイス》模倣サイトでクレジットカード決済をしたときは、すぐクレジットカード会社に連絡をしましょう。(資料 国民生活センター)

毎週月・木曜日の9時から15時まで消費生活相談員が相談を受け付けています。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、なるべく電話で相談してください。

▼相談先

町民生活課町民生活班

☎43-2113

**町営住宅の
入居者を募集します**

▼募集住宅

| 住宅名 | 家賃月額 | 間取 |
|--------------|---------------------|-----|
| 八雲住宅 531号 | 23,700円 ～46,500円 | 3DK |
| 階層 | 世帯人数 | 戸数 |
| 3階 | 2人以上 | 1戸 |

申込は、一世帯一戸に限ります。駐車場は別途月額2千円。リフォームをかけていますが、建設から20年以上経過しているため、経年劣化部分があります。

建設課都市計画班
☎43-2129

自衛官を募集します

《自衛官候補生》

▼応募資格 18歳以上
33歳未満

▼受付期間 通年で受付

《一般曹候補生 第2回》

▼応募資格 18歳以上
33歳未満

▼受付期間 7月1日(木)
～9月6日(月)

▼試験日 9月16日(木)
～9月19日(日)

一次試験
～9月19日(日)

《航空学生》
いずれか指定の1日

▼応募資格

▽海 18歳以上23歳未満で高卒(見込)または高専3年次修了者(見込)

▽空 18歳以上21歳未満で高卒(見込)または高専3年次修了者(見込)

▼受付期間 7月1日(木)
～9月9日(木)

▼試験日 9月20日(月)

《防衛大学校学生(一般)》

▼応募資格 18歳以上21歳未

満で高卒(見込)または高専3年次修了者(見込)

▼受付期間 7月1日(木)
～10月27日(水)

▼試験日 一次試験
11月6日(土)7日(日)

《防衛医科大学校学生(医学科・看護科)》

▼応募資格 18歳以上21歳未満で高卒(見込)または高専3年次修了者(見込)

▼受付期間

▽医学科 7月1日(木)
～10月13日(水)

▽看護科 7月1日(木)
～10月6日(水)

▼試験日 一次試験
10月23日(土)

▽看学科 10月16日(土)

《予備自衛官補(一般・技能)》

▼応募資格

▽技能 18歳以上国家免許資格などを有する人(資格によって年齢上限は55歳～53歳)

▽一般 18歳以上34歳未満

▼受付期間 7月1日(木)
～9月17日(金)

▼試験日 10月2日(土)
～10月5日(火)

▼問い合わせ先
自衛隊宮城地方協力本部石巻

地域事務所
☎0225-83-6789

**介護職員初任者研修
秋期**

令和3年度ひとり親家庭の親および寡婦を対象に、介護職員初任者研修の参加者を募集します。

▼日時 8月29日(日)
～11月21日(日)

各日9時～17時10分
各日曜日23回(うち平日実習2日含む)実施。休講日はご確認ください。

▼申込期間 7月15日(木)
～8月11日(水)

▼場所 宮城県母子・父子福祉センター(仙台市宮城野区安養寺三丁目7-3)

▼受講料 無料(別途教材費・実習費として9千円程度がかかります)

▼申込方法 官製はがきかファックスで必要事項を宮城県母子・父子福祉センターに、8月11日(水)までにお申し込みください。

▼定員 15人(定員を超えた場合は選考)

▼託児 無料(3歳以上小学生3年生まで)

▼問い合わせ先
宮城県母子福祉連合会
☎022-256-6512

**宮城県町村会職員の
採用試験を実施**

宮城県町村会では職員採用試験を実施します。

▼職種 上級(大学卒業程度)事務

▼募集人数 1人

▼資格 昭和61年4月2日～平成12年4月1日までに生まれた人

▼給与 大学新卒者の場合182,200円(令和3年4月現在)

▼試験日 9月19日(日)

▼受付期間 7月1日(木)
～8月16日(月)

▼その他 詳細は、宮城県町村会のホームページで確認してください。

▼問い合わせ先
宮城県町村会
☎022-221-9201

**大崎のものづくりを
体験する親子向け
イベントを開催します**

大崎地域にはさまざまなものづくりの工場があり、自動

車産業や機械工場、食品製造など、高度な技術で私たちの暮らしを支えています。こうした工場の見学と工場ならではのものづくりを体験できる親子向けイベント「おおさきファクトリーテーマパーク」を開催します。夏休みに親子で楽しめる社会科見学に参加しませんか。参加者には近隣の直売所などで使えるクーポンをプレゼントします。大崎地域の味覚もあわせてお楽しみください。

詳しくは、「おおさきファクトリーテーマパーク」で検索してください。

▼実施期間 令和3年7月

～令和3年9月

▼問い合わせ先

宮城県北部地方振興事務所
☎91-0744



令和3年わくや産業祭を中止します

例年10月中旬に開催しているわくや産業祭は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、来場者や関係者の健康を最優先するため、中止することとしました。

▼問い合わせ先

遠田商工会涌谷事業所
☎43-3450



令和3年東大寺寺屋私の大仏さまを届けよう

東大寺寺子屋は、夏休みの2泊3日の宿泊体験を通して子どもたちが気づく・学ぶ・考えるという実践的な生きる力を養うことを目的にこれまで開催してまいりました。今回、コロナ禍の状況を踏まえ、本年はリモート方式を活用し、地域・学年を問わず応募できる形で実施することとしました。コロナ禍の困難と大仏さまの成り立ちを踏まえ、子どもたち自身に考えていただく機会になればと願っています。

《実施概要》

応募希望者には、まず東大寺僧侶の法話動画をリモートで視聴していただきます。その上で、皆さんの大仏さまの絵を思い思いに描いてください。この時、例えば、あなたの大切な人のことを思い浮かべて、その人のために、大仏さまの絵を描いてみてはいかがでしょうか。東大寺では、お送りいただいた皆さんの絵を一旦大仏さまに奉納し、ご

尊影^{まねぶね}お守りの形にご返送します。

▼対象者 小学生・中学生

▼応募期間 7月22日(木)

～8月18日(水)

▼参加費 作品応募および作品返送の郵便切手代のみ

▼主催 華厳宗大本山東大寺

詳細は、下記QRコードからご確認ください。



▼問い合わせ先

東大寺寺務所寺子屋係

☎0742-2215511

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低

所得の子育て世帯に対して、子ども1人当たり給付金5万円を支給します。

詳しくは、涌谷町公式ホームページをご覧ください。

【ふたり親世帯】

▼支給時期

次のスケジュールで、児童手当を受給している口座に振り込みます。

▼積極支給者(申請が不要の人)

令和3年8月中旬頃

▼随時支給者(申請が必要な人)

申請を受け付け、順次振込予定

▼対象者

▼積極支給者

令和3年分4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民非課税の人

▼随時支給者

高校生のみ養育している人で住民税非課税の人。収入が急変(減少)した人

【ひとり親世帯】

▼支給時期

申請を受け付け、順次振込予定。申請締切は、令和4年2月28日(月)

▼対象者 次のいずれかに該当する人

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者(申請は不要で4月末に支給済です)

②公的年金などを受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(申請が必要です)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給者と同じ水準の人(申請が必要です)

▼問い合わせ先

福祉課子育て支援室

☎43-5111(内線517)

年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう

新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

▼問い合わせ先

宮城労働局雇用環境・均等室
☎022-299-8844

役場各課・施設・団体の電話番号

| | |
|-------------------------------|----------|
| ■新型コロナウイルス感染症対策室 | ☎25-3630 |
| ■議会事務局 | ☎43-2127 |
| ■総務課 | ☎43-2111 |
| ■防災交通班 | ☎43-2116 |
| ■企画財政課 | ☎43-2112 |
| ■町民生活課 | ☎43-2113 |
| ■税務課 | ☎43-2114 |
| ■会計課 | ☎43-2118 |
| ■まちづくり推進課 | ☎43-2119 |
| ■農林振興課 | ☎25-8511 |
| ■農業委員会事務局 | ☎43-2120 |
| ■建設課 | ☎43-2129 |
| ■上下水道課 | ☎43-2131 |
| ■教育総務課 | ☎43-2140 |
| ■生涯学習課・涌谷公民館 | ☎43-3001 |
| ■町民医療福祉センター | ☎43-5111 |
| □健康課 □福祉課 □総務管理課 □子育て支援室 各課共通 | |
| ■わくや天平の湯 | ☎43-6330 |
| ■天平ろまん館 | ☎43-2100 |
| ■くがね創庫 | ☎43-6066 |

8月の納付と納期限

決められた納期限まで納付しましょう

| | |
|---------|-----|
| 国保税 | 第2期 |
| 介護保険料 | 第2期 |
| 町県民税 | 第2期 |
| 後期高齢保険料 | 第2期 |
| 上下水道料金 | 8月分 |

納期限は、8月31日(火)まで

《防災行政無線の内容を確認できるサービス》

聞き逃した直前の防災行政無線の内容を確認できます。

テレフォンサービス(無料通話)

☎0800-800-9949

メール配信サービス(登録無料)



スマートフォン・PC



ガラケー

さまざまなお悩みに合った相談窓口を開設しています

| 相談名 | 日時 | 場所 | 相談内容 | 問い合わせ先 |
|--------------------------|-------------------------|-----------------|--|---|
| 人権相談 | 8月10日(火) 10:00~15:00 | 役場 第一会議室 | 虐待や差別、いじめなどの人権問題。 | 町民生活課町民生活班 ☎43-2113 |
| 行政相談 | 8月10日(火) 10:00~12:00 | 役場 第一会議室 | 国、県、町の行政全般についての苦情や意見要望。 | |
| 消費生活相談 | 毎週月・木曜日 9:00~15:00 | 町民生活課 町民生活班 | クーリング・オフなどの消費生活に関する悩みや疑問。 | |
| もの忘れ相談 | 月曜日~金曜日 9:00~17:00 | 町民医療福祉 センター | 本人、家族のもの忘れや認知症に関すること。 | 福祉課包括支援班 ☎43-5111(内線514) |
| 生活相談 | 8月25日(水) 13:00~15:00 | ゆうらいふ 相談室 | 日常生活上の心配ごとや困りごと。 | 涌谷町社会福祉協議会 ☎43-6661 |
| 青少年相談 | 月曜日~金曜日 9:00~17:00 | 涌谷公民館 | 青少年非行の早期発見、青少年の悩みなどの相談に関すること。 | 青少年相談室 ☎43-5191 |
| 栄養相談 | 8月19日(木) 9:00~17:00 | 町民医療福祉 センター | 食事と栄養に関することならなんでも気軽に相談ください。 | 健康課健康づくり班 ☎43-5111(内線510) |
| 精神保健福祉相談 | 8月17日(火) 14:00~15:00 | 大崎合同庁舎 2階診察室 | 心の悩みを抱えている人の相談に応じます。 | 北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 母子・障害第二班 ☎87-8011 ※相談は予約制です |
| 思春期・青年期 ひきこもり相談 | 8月16日(月) 13:00~16:00 | | 自宅に引きこもっている人やその家族の人の相談に応じます。 | |
| アルコール 関連問題 相談・家族教室 | 8月3日(火) 11:00~ | | アルコールやギャンブルなど複雑な問題で困っている人の相談に応じます。 | |
| 障害者福祉相談 | 月曜日~金曜日 8:30~19:00 | 結の郷わくや | 身体・知的・精神の3障害の相談に応じます。 | 涌谷町基幹相談支援センター(結の郷わくや内) ☎25-9675 |
| 農家相談 | 8月5日(木) 9:00~10:30 | 役場まちづくり 会議室 | 農地の移動や転用、農業者年金などについて、農業委員と農業委員会事務局が相談に応じます。相談に応じる農業委員は、白幡利政委員、渋谷ミホ委員、日野善勝委員です。 | 農業委員会事務局総務班 ☎43-2120 |
| 農業委員会総会 | 8月24日(火) 10:30~ | 役場大会議室 | 農地利用の許可申請について農業委員が協議します。どなたでも傍聴できます。 | |
| 夜間納税相談 | 8月25日(水) 17:15~19:00 | 税務課納税班 | 納税にかかわる相談に対応します。 | 税務課納税班 ☎43-2114 |



涌谷町

農業委員会だより



農業委員会会長あいさつ



大石田ソバを
作って食べませんか？

10年前の東日本大震災の経験から、涌谷町は山形県大石田町と友好交流協定を結び今日に至っています。その一環として、大石田町の「来迎寺在来ソバ」の試作を始めたのは2年前でした。昨年は面積も増え、まとまった収量でソバ粉までに加工。涌谷町職員OBの力も借りて試食できるところまでこぎつけました。

ソバは栄養価に富みルチン、リノール酸、コリン、ビタミンEなどを含み動脈硬化や脳貧血、胃潰瘍などに薬効がありま

す。ソバのでんぶんは消化がゆっくりなので、血糖値が上がりにくいと言われています。

涌谷町は健康と福祉をテーマにまちづくりをすすめて来ています。ハトムギなど薬草栽培も行っています。近年作付けが増加している玄米用種「金のいぶき」は食べる薬ともいえます。ソバも健康食として箕岳丘陵をもつ涌谷町には、作付適地がたくさんあると思われ

真つ白い可憐な花を愛でて、町内産のソバ粉でつくったおいしいソバを食べれば皆さまの健康づくりに大いに役立つことではないでしょうか。日当たりと排水の良好な土地を好むのが、ソバです。作ってみたいという際には、ご一報をお願いいたします。



農業者年金

～農家の皆さんに
たくさんのメリットがあります～
年金額の試算など農業委員会やお近くのJAにご相談ください

農業者年金に
加入できる人

1

国民年金
第1号被保険者
国民年金保険料納付
免除者を除きます

2

年間60日以上
農業に従事して
いる

3

60歳未満の人

- 【特徴1】 自らが納めた保険料とその運用収入を基に年金額が決まる積立方式・確定拠出型で、少子高齢化時代に強い年金です。
- 【特徴2】 一般の預貯金などの利子には20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。その分年金原資が多くなります。
- 【特徴3】 保険料は月額2万円から6万7千円までの間で自由に決められ、経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直しができます。

- 【特徴4】 終身年金で、80歳到達前に亡くなられた場合でも、遺族に80歳までの死亡一時金が保証されます。
- 【特徴5】 支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税につながる優遇措置があります。
- 【特徴6】 認定農業者で青色申告者などの一定要件を満たす人に、月額最高1万円の保険料の補助があります。



農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農地利用の困りごとは早めに地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に相談してください。

8月25日(水)から9月23日(木)までの期間、町内全域の農地が適切に利用されているかを調査します。

農地パトロールは、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見を目的としています。調査の際は担当の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願いします。調査後は結果を踏まえて、遊休農地の解消や違反転用の防止に取り組みます。

遊休農地は管理せず放置しておくとな法的措置がとられます(農地法第32条〜44条)

【法的措置の主な流れ】

①農地パトロールで遊休農地などと判断された農地の所有者に対して、今後の意向を調査します。
・自ら耕作する
・農地中間管理機構に貸し付ける など

②6カ月が経過しても本人が①の意向どおりに対応しない場合や①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については、農地中間管理機構と協議するよう勧告します。勧告されると固定資産税の課税が強化される場合があります。③勧告後、2カ月が経過しても協議が整わない場

合、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合があります。

農地転用は許可制です

食糧供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用(宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること)は許可制です。

許可なく転用した場合や事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

【罰則】3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金

農地中間管理事業の仕組み

農地中間管理機構(農地集積バンク)



- ①出し手から農地を借り受け
- ②場合により簡易条件整備などを実施(出し手・受け手の負担を伴います)
- ③受け手(認定農業者など)への農地集積に配慮し貸付



農地中間管理機構を

活用しましょう

機構から借り受け

受け手(担い手)



市町村が計画を策定し、県が計画を公告。



市町村・農業委員会 JAなどに相談 機構に貸し付け

出し手 (農地所有者)



貸し付けには条件があります。詳しくは、お問い合わせください。